

# ちょっと待ってその **のぼり旗** ! 手続きしていませんか? !

## 山梨県屋外広告物条例

- 富士北麓地域でのぼり旗を掲出する場合、条例により一定のルールがあり、また、一定規模以上の場合、**許可** が必要です。
- 掲出する場所によっては、色彩の数を3色以下、色の明るさ、大きさなどの制約があります。

### ポイント① 色あせたり、破れたり、汚れていたりしていませんか？



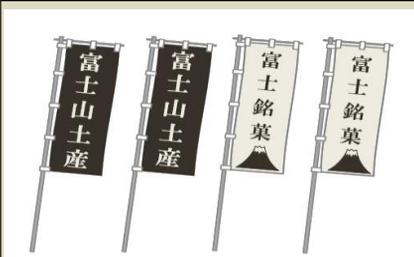
- ・お客様をおもてなしをするときは、できるだけ身の回りをきれいにするのではないのでしょうか？
- ・のぼり旗も同じです。汚れていたり、破れていたらせっかくの店の印象が台無しです。
- ・常に目を配らせて管理をしっかりとしましょう。

### ポイント② その色は地域にあっていますか？



- ・地域を訪れる観光客は雄大な自然とその周辺の歴史文化に魅力を感じています。
- ・都会で見慣れた派手な色ではなく自然になじむ色合いでおもてなしをしたいものです。

### ポイント③ 効果的な設置を考えてみませんか？

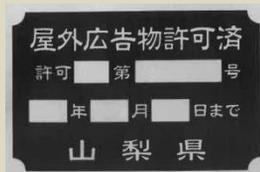


- ・お客様は情報が多いと、どれを見て良いかわからなくなってしまいます。
- ・お店の「イチ押し」に絞って情報をまとめましょう。
- ・たくさんの色を使うのではなく、統一感のある色合いがきれいです。
- ・本数は少なくともわかりやすい設置にしませんか？  
(本数に応じて**手数料**もかかります)

### 屋外広告物は以下のとおり



### あなたの“のぼり旗”に許可済みシールはありますか？



のぼり旗は、安価で手軽に入手できるため設置しやすく、また風にたなびくので人目につきやすい広告です。そのため、周辺の風景に大きな影響を及ぼします。

のぼり旗が乱立すると景観を乱し、お客様をおもてなしするはずがかえって地域の印象を悪くしてしまうことがあります。

その他左図に示す屋外広告物も一定規模以上の場合許可が必要となります。

※現在表示している内容等を変更する場合も、**手続きが必要**となります。



世界遺産富士山の美しい景観を守るため皆様のご協力をお願いします。